

1. 令和2年第5回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和2年11月30日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第136号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程4 議案第137号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程5 議案第138号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第139号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第140号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第141号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程9 議案第142号 郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条
例について
- 日程10 議案第143号 郡上市債権管理条例の制定について
- 日程11 議案第144号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第145号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条
例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第146号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第147号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程15 議案第148号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程16 議案第149号 令和2年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程17 議案第150号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につい
て
- 日程18 議案第151号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程19 議案第152号 令和2年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程20 議案第153号 令和2年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程21 議案第154号 令和2年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程22 議案第155号 令和2年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について

- 日程23 議案第156号 令和2年度郡上市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程24 議案第157号 令和2年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程25 議案第158号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について
- 日程26 議案第159号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
- 日程27 議案第160号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程28 議案第161号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について
- 日程29 議案第162号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程30 議案第163号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について
- 日程31 議案第164号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程32 議案第165号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
- 日程33 議案第166号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程34 議案第167号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程35 議案第168号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程36 議案第169号 白山長滝公園ほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程37 議案第170号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程38 議案第171号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について
- 日程39 議案第172号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程40 議案第173号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程41 議案第174号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程42 議案第175号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程43 議案第176号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程44 議案第177号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 日程45 議案第178号 財産の無償譲渡について（為真中央生活改善センター）
- 日程46 議案第179号 財産の無償譲渡について（為真小向集会所）
- 日程47 議案第180号 財産の無償譲渡について（中津屋地区コミュニティ消防センター）
- 日程48 議案第181号 財産の無償譲渡について（六ノ里地区防災拠点施設）
- 日程49 議案第182号 財産の無償譲渡について（二日町地区防災拠点施設）
- 日程50 議案第183号 財産の無償譲渡について（二日町農村センター）

- 日程51 議案第184号 市道路線の廃止について
- 日程52 報告第14号 令和元年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告の一部訂正について
- 日程53 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程54 陳情第1号 「コロナ社会」での必要な医療提供を継続するための「地域医療機関等への機能継続交付金」の創設を求める陳情について
- 日程55 陳情第2号 「新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書(案)」の採択を求める陳情について
- 日程56 議報告第10号 諸般の報告について(議員派遣の報告)
- 日程57 議報告第11号 諸般の報告について(例月出納検査の結果)

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人
14番	兼山 悌孝	15番	尾村 忠雄
16番	渡辺 友三	17番	清水 敏夫
18番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

13番	田代 はつ江
-----	--------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	青木 修
教育長	熊田 一泰	市長公室長	日置 美晴
総務部長	古田 年久	市長公室付部長	河合 保隆
健康福祉部長	和田 美江子	農林水産部長	五味川 康浩

商工観光部長 可 児 俊 行
教 育 次 長 佃 良 之
代表監査委員 大 坪 博 之

建 設 部 長 小酒井 章 義
消 防 長 笹 原 克 仁

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大 坪 一 久

議会事務局
議会総務課
主 任 岩 田 亨 一

議会事務局
議会総務課
係 長 三 島 栄 志

◎開会及び開議の宣告

○議長（山川直保君） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところ御出席いただきましてありがとうございます。今定例会におきましても、マスクの着用、手指消毒、検温など、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行い、会議を進めていきたいと思っておりますので、協力のほどよろしく願いいたします。

ただいまから、令和2年第5回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は5番 蓑島もとみ君、欠席議員は13番 田代はつ江君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、11番 田中やすひさ君、12番 森喜人君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山川直保君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る11月24日の議会運営委員会において協議いただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日11月30日から12月23日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日11月30日から12月23日までの24日間とすることに決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますのでお目通しを願います。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用なところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（山川直保君） ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。前に遮蔽板を置いていただいておりますので、マスクを取らせていただいて御挨拶を申し上げたいと思います。

令和2年第5回郡上市議会定例会の開会に当たり、御挨拶並びに提案説明を申し述べます。

本日、令和2年第5回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御健勝にて参集いただき、誠にありがとうございます。

提案説明に入ります前に、9月定例会以降の市政の動きなどにつきまして、若干の報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。去る11月21日、郡上市において、初の感染者1名が確認された旨、県から発表がありました。市ではこの事態を受け、当日夕刻、防災行政無線放送や市のホームページ等により市民の皆様へ、その事実をお知らせするとともに、一層の感染防止策の徹底やコロナ・ハラスメントの防止を呼びかけたところであります。

そして、1週間後の一昨日28日にも市内2例目の感染確認が発表されました。感染症流行期の冬季を迎え、全国では連日、最多感染者を記録するなど感染拡大が報道されており、市民の皆様には御不安のことと存じますが、市では岐阜県及び医療機関と連携を図り、市内における感染拡大の防止に努めているところでありますので、どうか冷静な対応をお願いしたいと存じます。

岐阜県においては、昨日11月29日現在で感染者数は1,054人となりました。去る11月12日には、岐阜、愛知、三重、3県の知事による共同緊急メッセージが出され、緩みない感染予防対策が呼びかけられました。

また、25日には1日の県内新規感染者数が過去最多タイの30人となったことを受け、岐阜県知事は、県内に第3波が到来したとの認識を示し、これから迎える年末年始に向けて、家族以外の大人数——5人以上ということですが——大人数での飲食を徹底的に廃止していただきたい旨の、そうしたことを中心として感染防止策の徹底を改めて呼びかけました。

今や、コロナの危険性は私たちの身近に潜み、誰でも感染する可能性があります。マスクの着用、手洗いの励行、3密の回避、大人数での会食の回避等の基本的な対策に1人1人が努め、そしてコロナ・ハラスメント・ゼロに向けては、市一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。改めて市民の皆様への御協力をお願い申し上げます。

2つ目ではありますが、去る10月9日金曜日、道の駅に隣接して立地する宿泊特化型のホテルとして民間が全国展開するフェア・フィールド・バイ・マリオットの岐阜郡上が道の駅古今伝授の里やまとの北隣に開業をいたしました。岐阜県内では美濃加茂市、美濃市に続く開業であり、来年の夏開業予定の高山市と合わせ、4施設が稼働することになります。ホテル内には入浴施設といいますが、浴槽がないという意味ですけれどもシャワー等はございますが、入浴施設やレストランを設けないことで、地元商業施設の利用を促すなど、地域の活性化にも配慮された新しい発想のホテルで

あります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、近場で観光を楽しむマイクロツーリズムの取組が注目されており、ホテル及び道の駅を拠点とし、地元地域を巡る旅の形にも期待が寄せられます。

さらに、ウインターシーズンに向け、同ホテルと市内スキー場を結ぶシャトルバス運行の計画等、郡上市観光連盟を中心に国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業も進められてまいります。市といたしましても、ホテルを利用される皆様が2度、3度と来訪され、郡上ファンになっていただけのように観光立市郡上に磨きをかけてまいりたいと存じます。

3点目であります。去る11月8日日曜日、地球環境の保全に向け、私たちに何ができるのかをテーマとする環境シンポジウムを開催いたしました。地球温暖化問題や海洋プラスチック問題、または生物多様性など、近年、世界全体の課題とされる地球規模の環境問題について、中部大学特任教授の武田邦彦氏と山梨大学名誉教授の池田清彦氏の両氏をお招きし、トークをしていただきました。両先生のお話は、学者としての独自の展開を述べられたものではありませんでしたが、テレビでも活躍されるお2人とあって、軽妙な語り口に会場の皆様も熱心に聴講され、身近なところからできる環境保全について、自らも考え行動する契機となったと考えております。

市では、郡上市自然環境保護条例及び郡上市清流長良川等保全条例に基づき、市民、事業者の皆様とともに、豊かな自然と美しい生活環境等の保全に向けた取組に努めておりますが、より具体的に実効性を持って施策を推し進めていくよう、副市長をリーダーとするプロジェクトチームを構成したところであります。

また、それに先立ちます、先月10月24日土曜日には、この本会議場において実施いたしました中学生とのふれあい懇談会においても、環境美化に関する幾つかの提案、意見を中学生の皆さんから頂きました。

その際、八幡中学校の生徒さんが実践されている登下校中でのごみ拾いについて発言があり、私も1回参加することを約束いたしました。今月6日の金曜日の朝、市役所から八幡中学校までの間、数人の職員の皆さんとともにごみ拾いを行いました。ごみは比較的少なく、生徒の皆さん、そして地域の皆さんの日頃からの美化活動のおかげと感じ入った次第であります。それでも使い捨てのマスクでありますとか、空き缶やペットボトル等が少しばかり道路わきに捨てられており、それらを拾い集めて中学校まで持参をいたしました。

豊かな自然環境や生態系を守り維持していくことは、なかなか一朝一夕にはまいりませんけれども、ちょっとしたことの積み重ねが大切であります。私たち一人一人が自覚を持つことが出発点であり、市民の皆様とともに、できることから着実に進めてまいりたいと存じますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

4点目であります。去る11月14日土曜日、郡上八幡城ゆかりの城シンポジウムを開催いたしました。これは平成30年に郡上市、大垣市及び兵庫県の尼崎市の3市間で結ばれました、三都市四城連携協定に基づき、お城を活用した観光まちづくりの取組として行われたものであります。

また、4城、4つの城とは、大垣藩の初代藩主であります戸田氏鉄侯がいずれも城主であった尼崎城と大垣城、そして大垣城を参考に再建された郡上八幡城と墨俣一夜城のことであり、こうした御縁のある4城を活用し、3市が連携して観光振興及び地域の活性化に取り組んでいこうとするものであります。

当日は八幡町出身の噺家、桂弥太郎さんの落語に始まり、市文化財保護審議会長の高橋教雄先生による基調講演、続いて市在住の俳優近藤正臣さんがコーディネーターを務める3市長によるパネルディスカッション、そして八幡城と郡上八幡まちなみ交流館の視察等、多彩な内容となりました。

また、尼崎市で活動される茶道裏千家淡交会阪神支部と、同じく郡上市の裏千家なごみ会の共催によるお茶会が催されたほか、文化協会の皆様も交流を深める機会となりました。

こうした都市間及び民間交流により、広域的な観光連携を図り、観光客の誘致はもとより、歴史文化、伝統芸能など郡上市の魅力を積極的に発信してまいりたいと存じます。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、その概要を申し上げます。今回、提出いたしました議案は49件で、条例の制定及び一部改正に関するものが11件、令和2年度補正予算関係が11件、指定管理者の指定に関するものが20件、その他7件であります。

議案第136号は、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。令和2年人事院の給与勧告に鑑み、市議会議員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き下げ、現行の4.4月から4.35月にしようとするものであります。

議案第137号は、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。前議案と同じく人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き下げ、現行の4.4月から4.35月にしようとするものであります。

議案第138号は、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。前議案同様、人事院の給与勧告に鑑み、職員の期末手当の年間支給月数をこれも同じく0.05月分引き下げ、現行の4.5月から4.45月にしようとするものであります。

議案第139号は、郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。これもこれまでの議案と同様、人事院の給与勧告に鑑み、第1号（パートタイム）会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引下げ、現行の2.6月から2.55月にしようとするものであります。なお、第2号（フルタイム）会計年度任用職員については、職員の給与に関する条例の規定の例によることとなっておりますので、前議案と連動し、第

1号会計年度任用職員と同様の期末手当の引き下げということになります。

続きまして議案第140号でありますけれども、郡上市自主運行バス設置条例の一部改正についてであります。美並巡回バスの利便性向上及び交通空白地の解消を目的に、美並地内の自主運行バスの運行ルート等を変更または廃止するため、所要の規定を整備するものであります。

議案第141号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。郡上市公共施設適正配置計画に基づき、為真中央生活改善センターをはじめとする6施設について、地元自治会に無償譲渡することに伴い、公の施設としての位置づけを廃止しようとするものであります。

議案第142号は、郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正についてであります。地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に係る用語等を改めるよう、関係する9条例について所要の規定を整備するものであります。

議案第143号は、郡上市債権管理条例の制定についてであります。市の債権管理の一層の適正化を図り、もって市民負担の公平性及び財政の健全性を確保するよう、市の債権管理に関する事務処理の統一的基準その他必要事項を定めるものであります。

議案第144号は、郡上市火災予防条例の一部改正についてであります。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第145号は、郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてであります。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布に伴い、居宅介護支援事業所の管理者要件の緩和及び適用の猶予を行うため、所要の規定を整備するものであります。

議案第146号は、郡上市市有住宅管理条例の一部改正についてであります。老朽化に伴い、八幡町の美吉野住宅1戸を廃止するよう所要の規定を整備するものであります。

議案第147号から議案第157号までは、令和2年度郡上市一般会計をはじめ、全部で11会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を申し上げます。

まず歳出では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける交通事業者を支援するための補助金の増額として、バス・タクシー事業者への地方交通対策経費に1,540万円、同様に長良川鉄道支援対策事業に3,888万円、ふるさと寄附の件数及び寄附額の増加に伴う返礼品等の増額により、ふるさと寄附啓発事業に3,940万2,000円、マイナンバーカードの保険証利用に伴うオンライン資格確認システム整備に係る経費増額等に伴い、病院事業会計繰出金に217万5,000円、国総合化事業計画認定

事業者に対する岐阜県6次産業化緊急支援事業の採択による増額に伴い、農業6次産業化緊急支援事業に123万5,000円、新型コロナウイルス感染症の経済対策として、建築製材事業者への補助金の創設、木材生産事業者への補助金の拡充に伴い、木材生産事業者等緊急支援事業に1,255万8,000円、新型コロナウイルス商工緊急対策事業のうち、新たに市内の飲食関係事業者等の販売促進並びにタクシー事業者等の利用促進を支援するテイクアウト食品購入支援事業等に2,800万円、大和地域小学校統合整備事業に係る地質調査及び敷地測量業務の経費増額に伴い、小学校統合整備事業に828万3,000円、来春実施予定の東京2020オリンピック聖火リレーに伴う岐阜県実行委員会への負担金の増額により、2020スポーツツーリズム推進事業に435万3,000円などをそれぞれ増額補正をいたし、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、ねんりんピック開催事業等、事業の延期または中止に伴うもの等4,434万8,000円の減額、新型コロナウイルス感染症の経済対策に係る観光事業者経営安定化補助金等、事業費確定に伴い1億674万7,000円の減額、人事院勧告に基づく職員等の期末手当の改定及び人事異動等に伴う職員給与費等の所要額の調整により7,381万3,000円の減額などについて、それぞれ減額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金290万円、農業6次産業化緊急支援事業補助金123万5,000円、森づくり振興基金からの繰入金1,255万8,000円などをそれぞれ増額補正し、また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等、事業の不採択または事業内容の変更に伴い、補助金、分担金、地方債を合わせ1億8,894万1,000円の減額、新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小に伴い、地域振興基金繰入金1,200万円の減額及び財源振替等に伴う財政調整基金繰入金8,575万円の減額などについて、それぞれ減額補正しようとするものであります。

以上、増加、減少要因等を総合いたしまして2億3,363万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめとする7つの特別会計、水道事業会計をはじめとする3つの企業会計では、人事院勧告に基づく職員の期末手当の改定及び人事異動等に伴う人件費所要額の調整や、事業内容の確定見込み等による委託料などの増減等を主な要因とする補正をそれぞれお願いするものであります。

議案第158号から議案第177号までは、市が設置する公の施設のうち、郡上ケーブルテレビネットワーク施設をはじめとする20施設に係る指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。全て現行の指定管理者を引き続き指定しようとするものであり、指定の期間は、令和3年4月1日から、事業の継続性に応じて4施設は5年間、16施設は3年間とするものであります。

議案第178号から議案第183号までは、財産の無償譲渡についてであります。議案第141号に関連

し、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、為真中央生活改善センターをはじめとする6施設について、地元自治会に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第184号は、市道路線の廃止についてであります。八幡町有穂地内の市道棚井区内9号線及び棚井区内10号線を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出しました議案の概要であります。このほか、令和元年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告書の一部訂正並びに和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告がございます。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

令和2年11月30日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

◎議案第136号から議案第139号までについて（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程3、議案第136号 郡上市議会議員の議員報酬費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程6、議案第139号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題といたします。説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それでは、議案書を御覧いただきたいと思います。

議案第136号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、令和2年人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと、改め文と新旧対照表がございますが、説明はその後に添付しております資料にてさせていただきますので、資料を御覧いただきたいと思います。

資料2の2番ですが、改正内容を御覧ください。

第5条第2項の規定を改めまして、議員の皆様へ支給いたします令和2年度からの期末手当の年間支給月数を4.4月から0.05月分引き下げ4.35月とするもので、6月期12月期とも2.175月分を支給

することといたします。ただし、令和2年度におきましては、既に6月期に2.2月分を支給済みでするので、特例規定を設けまして、12月期を2.15月分として年間支給月数の調整を行うものでございます。施行日は、令和2年12月1日からでございます。

続きまして、議案第137号を御覧いただきたいと思います。

議案第137号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、令和2年人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。本条例改正におきましても、添付の資料説明をさせていただきたいと思いますので、資料を御覧いただきたいと思います。

これも、2の改正内容を御覧ください。

同じく第5条第2項の規定を改めまして、市長、副市長の令和2年度からの期末手当の年間支給月数を4.4月から0.05月分引き下げ、4.35月とするもので、6月期、12月期とも2.175月分を支給することといたします。ただし、令和2年度においては、既に6月期2.2月分を支給済みでありますので、特例措置を設け、12月期を2.15月分として年間支給月数の調整を行います。施行日は、令和2年12月1日からです。なお、4、その他のとおり、教育長の期末手当については、郡上市教育長の給与に関する条例において、教育長には郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により、通勤手当、期末手当、寒冷地手当及び退職手当を支給すると定めているため、本条例の改正に連動して支給月数が改められることとなります。

以上でございます。

続きまして、議案第138号を御覧ください。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、これも令和2年人事院の給与勧告に鑑み、職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。本条例改正におきましても同様に添付の資料にて説明をさせていただきたいと思います。

2の改正内容を御覧ください。

本条例の改正におきましても、同じく第23条の4を改めまして、職員の期末・勤勉手当について、民間の支給割合に見合うよう4.5月を4.45月分に0.05月分引き下げるものですが、その引き下げにつきましては、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映させます。

支給月数の割り振りにつきましては、次の表を御覧ください。

まず、一般職員の場合の支給月数ですが、令和2年度の期末手当の欄を御覧ください。6月期には既に1.3月分を支給済みですので、12月期で年間の引下げ月数となる0.05月分を調整するため、現行の1.3月から1.25月とします。これにより、期末手当の計は2.55月となり、また勤勉手当との合計では、現行の4.5月から4.45月に引き下げられることとなります。

次の表の3年度以降からは、期末手当の年間月数である2.55月を6月期と12月期に均等配分し、それぞれ1.275月とします。

次の表の管理職員の場合の支給月数につきましては、同じく令和2年度の期末手当の欄を御覧いただきたいと思えます。6月期には既に1.1月分を支給済みですので、12月期で年間の引き下げ月数となる0.05月と調整するため、現行の1.1から1.05月とします。これにより、期末手当の計は2.15月となり、また、勤勉手当との合計では一般職員の場合と同様に現行の4.5月から4.45月に引き下げられることとなります。

次の表の3年度以降からは、管理職員の期末手当の年間月数である2.15月を6月期と12月期に均等配分し、それぞれ1.075月とします。施行日は、令和2年12月1日からでございます。

最後に、議案第139号を御覧いただきたいと思えます。

郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、令和2年人事院の給与勧告に鑑み、第1号——これはパートタイムになりますが——会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。添付の資料にて説明をさせていただきますので、資料を御覧ください。

2の改正内容を御覧ください。

これも同じく条例第9条第1項第2号の規定を改めまして、第1号（パートタイム）会計年度任用職員に係る令和2年度からの期末手当の年間支給月数を2.6月から0.05月分引き下げ、2.55月とするもので、6月期、12月期とも1.275月とします。ただし、令和2年度においては、既に6月期に1.3月分支給済みであるため、特例措置により12月期を1.25月分として年間支給月数の調整を行います。なお、この期末手当の支給月数は、一般の職員と同じ月数としています。施行日は、令和2年12月1日からです。なお4、その他のとおり、第2号はフルタイムですが、フルタイムの会計年度任用職員の期末手当については、郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例において、第2号会計年度任用職員の期末手当については、郡上市職員の給与に関する条例を規定の例により

定められておりますので、職員の給与条例の改正に連動して支給月数が改められることとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第136号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第136号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第136号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第136号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第136号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第137号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第137号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第137号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第137号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第137号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第138号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第138号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第138号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第138号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第138号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第139号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第139号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第139号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第139号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第139号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第140号から議案第146号までについて(提案説明)

○議長(山川直保君) 日程7、議案第140号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程13、議案第146号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例についての7議案を一括議題といたします。順次説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) それでは、議案第140号を御覧いただきたいと思います。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、自主運行バスの利便性向上及び交通空白地の解消を目的に、美並巡回バスの路線、運行ルート等を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

地域公共交通網形成計画に基づきます交通空白地の解消を含め、その利便性の向上に向けました美並巡回バスの見直しにつきましては、美並地域協議会におかれまして、平成29年度から本格的に提言に向けた取組を進められ、昨年度、市長に対し、具体的な御提言をいただきました。

その後、提言を基に担当部署において検討を重ねるとともに、地域協議会や自治会の皆さんとの懇談会を7回、それから地区サロンにお邪魔しまして、高齢者の皆さんとの懇談会を10回開催し、またバスに同乗しての御利用者様からの聞き取り調査などを6日間実施し、さらには運行ルートの試走も行うなど、見直しに向けての周到な準備を進めてまいりまして、今定例会に条例改正案を上程させていただいたものです。

おめくりをいただきますと、改め文がございますが、その後の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

条例の規定を改正する部分としましては、1点目は自主運行バスの設置を規定している第2条の条ですけれども、運行ルートを見直した結果、美並北ルート、南ルートとも、これまで白山430番地3、これは健康福祉センターさつき苑ですが、ここを起終点としていたものを北ルートでは、終点を白山725番地3、これは市の美並庁舎となりますが、ここに変更し、南ルートでは起点を市の美並庁舎とするものですし、運行距離もそれぞれ短くなっています。

また、美並八幡線につきましては、現在、タクシー事業者に運行をいただいております小那比・亀尾島地区乗合タクシーのルートと重なるということから、この乗合タクシーを一部ルート変更し

て活用するというので、路線を廃止したいと思います。

2点目は、第3条の車両台数ですが、市内の自主運行バスは、現在11台の車両で運行を行っておりますが、今回の見直しに当たりまして、利便性を向上させるためには常時使用するバスを2台と、そして車両の使用が重なります南ルートの一部時間帯には、あいた時間帯のスクールバスを活用させていただく必要があるということで、今年度購入いたしました14人乗りのワゴンタイプのバスと共用するスクールバスを加え13台とするとともに、南ルートにスクールバス1台を活用する旨を加えます。

このほか、2ページになりますけれども、料金表を定めております別表のうち路線を廃止しました美並八幡線の料金表を削りますし、3ページでは美並美濃線の料金表のうち一番右側の美並地域内からの料金表を削りますが、これはこれまで1台のバスで全ての運行を行っていたことから、町内を巡回したバスに乗ったまま美濃市へ向かう利用者のために設定していましたが、見直し後は美濃市に向かうバスが町内を巡回するバスと異なりますので、一旦巡回バスを降りられたときに精算いただくということで、この列は不要となります。

また、道の駅美並に新たに停留所を設けることや終点の停留所の名称を分かりやすく美濃市サピーに改めることにより、料金表を改正するものでございます。

次のページに資料がございますが、これは運行の概略図になります。左側が現行で右側が見直し後となっております。青線が北ルート、赤線が南ルート、緑の線は美並美濃線となっております。運行日等については、北ルート、南ルートとも、これまで週に2日、1日当たり4便であったものを、週のうち2日は2便となりますが、平日の毎日運行としてルートも見直すなど、特に通院への利便性向上を図っております。

また、美並美濃線につきましては、これまで週に2日、1日当たり2便であったものを週に3日、1日当たり4便に拡充し、買物や通院に御利用しやすいよう見直しを図っております。

このほか、円山地区に停留所を設けて交通空白地の解消を図りますし、他の地区にも停留所を増設することや、停留所の名称変更なども行っています。このように、地元の高齢者の皆さんや現在御利用くださっている方々の御意見をよくお聞きし、やりとりを重ねながら提案としたものですが、今後特に高齢者の皆様にお気軽に御利用いただけるよう周知、PR等に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第141号をお願いいたします。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとす

る。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所の一部施設について地元自治会に無償譲渡することに伴い、公の施設としての位置づけを廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、次のページが改め文でございますが、次のページの新旧対照表を御覧ください。

1ページですが、別表第1第2条関係であります、コミュニティ施設の施設の設置一覧の表でございます。右側の旧のところを見ていただきますと、名称のところの下線が引いてございますが、千田野集会所の下、為真中央生活改善センターを削除します。

それから、2ページを見ていただいて、上段の二日町農村センターも削除、それから次の為真小向集会所も削除します。なお、為真小向集会所を削除いたしますと、下の白鳥東部農業技術研修センターが繰り上がりますので、種類の表記が同じものになりますので、ここに同じ文字の繰り返し符号を記載することとなります。よろしく申し上げます。

それから3ページにいきまして、右側、中津屋地区コミュニティ消防センター削除、六ノ里地区防災拠点施設を削除、二日町地区防災拠点施設の6施設を削除するものでございます。

続きまして、下の別表2ですが、第4条関係ということで使用の承認のいる施設の一覧でございます。次のページ4ページをお願いします。

こちらの旧のほう見ていただきますと、下線引いてございますが、為真中央生活改善センターそれから二日町農村センター、為真小向集会所、5ページのほう見ていただきまして、上から中津屋地区コミュニティ消防センター、六ノ里地区防災拠点施設、二日町地区防災拠点施設の6施設を削除するものでございます。

6ページのほうお願いいたします。

こちら改め文の附則におきまして、郡上市公の施設使用料徴収条例においても、別表から削除することとしていますので、これに対しての新旧対照表でございます。郡上市の公の施設使用料徴収条例の一部改正、附則新旧対照表です。こちらのほうも、旧のほう見ていただきますと、下線引いてございますが、二日町農村センターそれから為真中央生活改善センター、7ページにおきまして、一番下ですが、為真小向集会所、六ノ里地区防災拠点施設、8ページにおきまして、二日町地区防災拠点施設、中津屋地区コミュニティ消防センターの6施設を削除するものでございます。

議案第178号から183号までの財産の無償譲渡を行うために、公の施設としての位置づけをなくすものでございます。

改め文へお戻りいただいて、施行期日のほうは、公布の日から施行ということでございますので

よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第142号をお願いいたします。

郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について。

郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地方税法の一部改正に伴い、関係条例における延滞金の割合の特例に係る規定を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改め文がついておりますが、1条から9条まで9条例分があります。第1条につきましては、郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例でございますし、2条は郡上市介護保険条例でございます。3条は、郡上市下水道条例、続いて4条は郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例、5条につきましては、郡上市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例、6条につきましては、郡上市農業集落排水処理施設の管理に関する条例、7条は郡上市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例、8条は郡上市個別排水処理施設設置整備事業受益者分担金徴収条例、9条は郡上市後期高齢者医療に関する条例の9条例を一括して改正しようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、新旧対照表を添付しておりますが、資料をこの対照表の後に付けておりますので、9ページ後の次の資料で説明をさせていただきます。

A4横の資料で、郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例でございます。さきの地方税法の一部改正に伴いまして、郡上市議会6月定例会でもって、税条例の改正と同様に行った税条例の改正と同様に一部改正を行うものでございます。

各条例におきます改正内容につきましては、特例基準割合を延滞金特例基準割合に名称を変更するものと、特例基準割合を算出する割合について、平均貸付割合と規定するものでございます。

延滞金の割合等の特例につきまして、附則で規定をされておりますが、各条例における延滞金の割合は以下のとおりでございます。納期限翌日から1か月を経過する日までは年7.3%、その後につきましては年14.6%というふうに規定をされておりますが、延滞金の割合について延滞金の割合の特例が規定をされてございます。景気等に対応しまして、特例基準割合が7.3%に満たない場合について、次のとおり改正を行うものでございます。

右のほうの四角の囲みのところに、上段ですが、特例基準割合というものを説明してございます。今申しました特例基準割合は、各年の前々年10月から前年9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合に1%を加えるものでございます。

令和2年度につきましては、1.6%というふうになってございますので、左の現行欄を見ていた

いただきますと、納期限翌日から1か月を経過するまでは年7.3%でしたが、これによって2.6%と軽減をされるものですし、その後14.6%につきましては8.9%に軽減をされるものでございます。

これが、改正後へ下へいきますと、納期限翌日から1か月経過するまでについては、年7.3%ですが、特例基準割合の頭に延滞金がつきまして、延滞金特例基準割合というふうに名称の変更をされます。

それから、14.6%も同じように延滞金特例基準割合というふうに名称が変更されますが、軽減された後の率に関しましては、現行と変わるものではございません。なお、右側の四角の中で、延滞金特例基準割合と説明してございますが、各年の前々年9月から前年8月、10月から9月が1か月早まりまして、9月から8月というふうになりますけれども、各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合、これを平均貸付割合というふうに規定をするものでございます。これに1%を足したものですので、率に変動はございません。

それから、施行期日につきましては、令和3年1月1日から施行するものでございますので、よろしく願いいたします。

次に、続きまして、議案第143号をお願いいたします。

郡上市債権管理条例の制定について。

郡上市債権管理条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、市の債権の管理に関する事務の処理について、統一的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権管理の一層の適正化を図り、もって市民負担の公平性及び財政の健全性を確保するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、制定文の下段でございまして、ページの番号を表記をしておりますが、本来記載の必要がありませんでしたので、おわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。制定文がここから6ページ続いて、その後に資料としまして逐条解説がついてございますが、説明のほうは本日お配りをいたしました資料でもって説明をさせていただきますので、そちらの資料のほうを御覧ください。郡上市債権管理条例の制定についてという資料でございまして。

まず1つ目に条例制定の趣旨としまして、債権管理とは債権が発生してから消滅するまでの一連の事務手続を言い、債権発生時に行う納入の通知や台帳の作成、管理、滞納となった場合の督促、徴収手続などを指しますということで、債権管理を適正に行うことは、市民負担の公平性の確保と健全な財政運営につながるということでございます。

本市では、全庁体制による効果的な債権管理を進めるため、平成25年度に第二次行政改革大綱における債権管理の一環として、市債権収納調整会議を立ち上げました。税務課を中心に債権を所管する担当課において、ノウハウの共有化を図りながら、税務課所属の徴収員による税外債権の徴収、

コンビニ納付やスマートフォン決済の導入による利便性の向上などの取組によって、徴収率の向上につながり、一定の成果を納めていますが、一方で徴収不能な債権の整理などの課題が存在します。特に私債権につきましては、消滅時効において債務者による時効の援用——債権者に対して借金を放棄する、返済しないという意思表示——を要することのほか、処分を進めるための基準を定めた条例等が未整備であるため、法的措置や権利放棄に関する手続が迅速に行えない等、効率的な管理手続の検討が課題となっております。

これらの課題への対応に関しましては、令和元年9月定例会での市議会からの提言を受け、令和2年度に創設した債権管理室を中心に検討を行っているところですが、まずは、市の債権管理に関する統一的な基準を定めることにより、債権管理に対する一層の適正化を図るため、債権管理条例を制定しますということでございます。

2番目に対象債権でございますが、これは市が債権者として保有する全ての金銭債権を対象としますということで、下に図をつけてございますが、債権は、まず大きく分けまして2つの債権がございます。1つ目は、行政サービスに対する料金や税の支払いなど、市に公金として入る債権である金銭債権、これと不動産の引き渡しや労務の提供を求める債権である非金銭債権に分かれます。さらに金銭債権は、地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料、その他市の歳入に係る債権である公債権と、契約などの両当事者の合意に基づく債権で、強制徴収を行うには、裁判所への訴訟手続が必要な住宅使用料ですとか、医療費の負担金、個人負担金等の私債権に分かれます。

さらに、公債権は、国税及び地方税の滞納処分の例により強制徴収できる介護保険料ですとか、後期高齢者医療保険料等の強制徴収公債権と強制徴収公債権以外の公債権で、強制徴収を行うには裁判所への訴訟手続が必要なおみの処理手数料ですとか、公の施設の使用料等の非強制徴収公債権に分かれます。ここに網かけしてございます強制徴収公債権、非強制徴収公債権と私債権につきまして、この条例で対象としております。

また、債権管理室の守備範囲としましては、前の資料の逐条解説の15ページ、16ページを御覧いただきたいと思っております。資料あちこちしますがすみません。15ページにフロー図がついてございますので、こちらのほうを御覧ください。

条例の一番最後の資料でございます。

債権区分ごとの処理の流れとしまして、まずは強制徴収公債権でございます。賦課の決定、納入の通知の後、納期内の未納、滞納の発生がしますと、次に督促を行います。その後催告という手続を経まして、左からのラインですが、こちらは連絡がつき交渉できる場合のことを指しております。その後納付交渉ですとか、分納誓約・徴収猶予、履行の確認を行います。これを繰り返し行うわけですが、これが不履行となった場合に、この網かけのしてある点線の中が債権管理室の行う部分で

ございます。その後、財産調査、それから資力判断、その後、資力がある場合につきましては滞納処分を行いますし、資力がない場合については即時消滅、これは倒産して財産がないような場合を指しますが、これとか執行停止、これは生活保護の利用によるものですが、それから時効ということになります。滞納処分をした場合は、あと回収、配当という形でして、資力のない場合につきましては、不納欠損処分へと移っていくということでございますが、真ん中ほどの、先ほど納付交渉第13条のところの右側ですが、ここの四角の中に、納付なし・行方不明、法人倒産・解散等というふうに書いてございますが、こういった場合になりますと、この債権管理室のほうへ直接催告の後、手続が移っていくという形になるようでございます。

それから、16ページにつきましては、非強制徴収公債権と私債権についての流れを記載したものでございます。

上部のほうは大体同じでございます。催告までは大体同じ流れでございますが、その後ですね、左側同じように連絡がつく場合ということでございますが、納付交渉となって分納誓約、履行の延期の特約等を行い、履行の確認をします。不履行の場合は、債権管理室へ移管をされて財産調査、資力判断、それから資力のある場合は、これがまず訴訟、それから裁判所名の支払督促、括弧内でございますが、これをするによりまして、債権名義と書いてございますが、すみません、ここは債務名義取得、債権ではなくて債務でございますので訂正をお願いいたします。申しわけございません。訴訟とか裁判所名の支払督促を行うことによって、債務名義取得というものを行います。これは、債権が存在することを証明して強制執行を行ってもよいと、裁判所が許可した文書になります。この後、強制執行を行って、回収が決まるということでございます。資力のない場合につきましては、徴収停止、法人の休止等でございますが、これでもって債権放棄を行い、不納欠損へ（聞き取り不能）。あとは、右側ですが、時効ということで（聞き取り不能）で、債権放棄をして（聞き取り不能）ということで、この13条のどこ、真ん中辺また戻っていただきますと、ちょっとこちら辺が変わってくるんですが、納付なし、納付の意思がなしという場合につきましては、保証人等の請求をするということになりますし、破産とか行方不明、法人の倒産、解散等につきましても、そのまま債権管理室へ移管をされるという形になりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、先ほどの本日お配りしました資料のほうへ戻っていただきたいと思います。

この2ページ目をお願いします。

3番としまして条例の基本的考え方でございます。法令及び条例の規定に基づき、適正な債権管理と効果的・効率的な債権回収を行うことや、債権管理に必要な管理台帳を整備することを定め、他部署等が保有する個人情報と厳格な要件のもと利用できるようにします。

また、納付資力を的確に見極め、資力があるにも関わらず納付しない滞納者に対しては、法令及び条例に基づき、厳格に対処すること基本姿勢とします。さらに、非強制徴収公債権及び私債権に

ついて、債権管理を続けても事実上回収できる見込みのないものについては、限定的に放棄できる規定を設けまして、債権の整理を進めることによって、回収可能な債権に注力できるようにいたします。

4番目に条例案の内容でございますが、1つ目に目的としまして第1条でございます。市の債権管理に関する統一的な基準を定めることにより、債権管理の適正化を図り、市民負担の公平性や財政の健全化を確保することを目的としてございます。

2つ目に定義、第2条になりますが、条例で使用する市の債権、市税、公債権、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権、非強制徴収債権の用語につきまして、条例上の意味を定めておるものがございます。

3つ目に、他の法令等との関係でございます。第3条ですが、本条例は地方自治法等に基づいて市の債権管理の統一基準を定めており、それぞれの法令などで規定されている場合を除きまして、市の債権管理については本条例が適用されることを定めてございます。

4つ目に市長の責務として第4条ですが、市長は法令や条例等に従って、市の債権を適正に管理する責務を有していることや、債権管理業務を行う上での事務状況の把握、体制整備を行うことについて定めております。

5つ目に、台帳の整備ですが、第5条です。適正な債権管理を行うためには、債権に関する正確な記録が必要であり、そのための債権管理台帳の整備を義務化します。

6番目に、情報の利用としまして、第6条、債権の管理に関する事務を効果的に行う必要があると認めるときは、市が保有する債務者に関する情報を関係課で利用できることとします。市が保有する情報に関しましては、広く一般的に地方公務員法上の守秘義務が課せられております。さらに郡上市個人情報保護条例では、個人情報について本人以外からの収集や利用について制限されていますが、本条例に基づき郡上市個人情報保護条例が制限する情報の利用が可能となります。

ただし、地方税法が秘密にしている税務調査によって得られた情報については、私債権や非強制徴収公債権に利用することが認められないことから、本人からの同意を得て利用することとします。

7つ目に、督促でございます、第7条、それから強制執行等第9条、履行期限の繰上げ第10条、債権の申出等第11条、徴収停止第12条、履行延期の特約等第13条でございます。

私債権や非強制徴収公債権について、地方自治法施行令第171条から第171条の6までの規定に基づきまして、督促、強制執行、履行期限の繰上げ、配当を請求するための債権の申出、徴収停止、履行延期の特約等の手続を履行することとします。

8番目に、滞納処分等第8条でございます。市税や強制徴収公債権につきましては、各法令の規定に基づき、滞納処分や徴収猶予、換価——差し押さえた財産を強制的に金銭に換えること——これの猶予、滞納処分の停止等の手続を履行することとします。

9つ目に、債権の放棄に関しまして、第14条でございます。債権を全額回収することが原則であります。しかし、徴収努力を尽くしましても、なお徴収できる見込みがないときは、適正な債権管理を妨げる要因となりますので、次の要件に該当する私債権や非強制徴収公債権については、地方自治法の規定による議会の議決を経て放棄することができます。ただし、1 債務者100万円以下のものは議会の議決を経ず放棄することができることとし、この場合は議会に後ほど報告をするということとします。この100万円についての根拠でございますが、市の義務に属する損害賠償の専決の額につきましては、地方自治法第180条の第1項の規定により、条例で100万円以下としておりますので、これを準用させていただくものでございます。

1つ目としまして、市の債権について、消滅時効が完成したとき。

それから2つ目には、死亡した債務者の債務について、限定承認——相続人が相続によって得た財産の限度でしか負債を支払わないという条件のもとで相続を承認すること——これによる相続があった場合に、その相続財産の価格が強制執行した場合の費用や他の優先して弁済を受ける債権及び市以外のものの権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

それから3つ目には、死亡した債務者の債務について、相続人が不在または全ての相続人が相続放棄をしたとき。

それから4つ目に、債務者が破産法、会社更生法などの規定により、その責任を免れたとき。

5つ目には、強制執行等または債権の申出等の措置を取っても完全に履行されない市の債権について、債務者が無資力またはそれに近い状態にあり、弁済する見込みはないと認められるとき。

6つ目に、徴収停止の措置を取った日から1年以上経過しても、資力の回復が困難と認められる。

それから7つ目に、債務者が生活困窮状態——生活保護法の規定による保護を受け、またはこれに準ずる状態をいう——にありまして、3年を経過しても資力の回復が困難と認められるときを規定するものでございます。

改め文にお戻りいただきますと、最後のページにこの条例の施行日が記載されていますが、令和3年1月1日から施行するものでございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 消防長 笹原克仁君。

○消防長（笹原克仁君） それでは、議案第144号をお願いいたします。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めよ

うとする。

次のページに改め文が添付してございまして、改め文、それから新旧対照表が3ページ添付してございます。その後に資料がついておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

郡上市火災予防条例の一部改正の概要。改正理由、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、火災予防上必要な措置を定めるとともに、所要の規定を整備するものでございます。

主な改正点1、対象火気設備等のうち、電気自動車等を充電するための急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに拡大する。

2、急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を追加等する。建造物から3メートル以上の距離を保つこと。電気自動車等に接続するコネクタの強度に関すること。異常を検知した場合は、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

3、50キロワットを超える急速充電設備は、急速充電設備の設置の届出をしなければならない。

施行期日及び経過措置でございますが、1、この条例は令和3年4月1日から施行します。

2、経過措置は、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされているこの条例による改正後の郡上市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によります。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） では、議案第145号を説明いたします。

郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとする。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定、居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布に伴い、居宅介護支援事業所の管理者要件の緩和、適用の猶予を行うため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚めくっていただきますと、改め文と新旧対照表がございまして、添付の資料が最後についておりますので、そちらのほうで説明をいたします。

条例の改正の趣旨は、平成30年度の介護報酬改正において、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されまして、介護サービスの質の向上の観点から、平成30年4月1日より、居宅介護支事業における管理者要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更されました。同時に令和3年3月31日までは、その適用を猶予する経過措置が講じられました。全国的に人材確保が困難な状況から、国の社会保障審議会介護給付費分科会の審議報告を踏まえまして、令和2年6月5日に一部を改正した関係省令の公布に伴い、事業所の管理者要件の緩和及び経過措置期間の延長をするものであります。

中段にあります改正の要点ですが、1つには管理者要件としての主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とするという取り扱いを可能とするものでございます。

ここでいいます介護支援専門員とは、下の枠の参考にも示しますが、ケアマネジャーとも言いまして、介護保険法を根拠に、要支援者、要介護者、またその家族の相談を受け、介護サービスの給付計画を作成し、関係事業者と連絡調整を行う有資格者であります。また、主任介護支援専門員とは、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上ある者、また、決められた研修を修了し、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年以上ある者等というもので、いずれも主任介護支援専門員の研修を修了した者である要件が必要であります。

資料の真ん中に戻りまして、2つ目の管理者の要件適用の猶予としましては、令和3年3月31日時点で、主任介護支援専門員でない者が管理者である事業所については管理者を介護支援専門員とする要件適用を、令和9年3月31日まで猶予するものであります。ただし、令和3年3月31日以前に指定を受けた事業所に限ります。

参考までに、市内には11の居宅介護支援事業所がありまして、そのうち管理者が主任介護支援専門員であるところが8事業所、管理者が介護支援専門員であるところは3事業所であります。

新旧対照表の1ページを御覧ください。第6条第2項中に、ただし書としまして、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を同項に規定することができるとしておりますし、あと、附則には第2条第1項管理者に係る経過措置は令和3年3月31日までを令和9年3月31日までとする。また、同条第2項として、令和3年3月31日まで指定を受けている事業所に限り、引き続き管理者を介護支援専門員とするとしております。この条例は公布月から施行し、第6条第2項のただし書を加える改正規定は令和3年4月1日から施行するというところでございます。

説明は以上です。

○議長（山川直保君） 建設部長 小酒井章義君。

○建設部長（小酒井章義君） それでは、議案第146号をお願いいたします。

郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。老朽化に伴い、美吉野住宅を廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改め文になってございますが、本件につきましては、八幡町の稲成にございます市有住宅に関連するものでございます。

当該物件は昭和38年に建設をして、もう既に50年以上経過している物件ということで、老朽化によりまして住宅の廃止に伴い、管理条例から削除をするものということでございます。

また、本件につきましては、郡上市のほうで作成をしております住宅等の長寿命化計画、こちらにおきましても用途廃止の判定を行っている物件でございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表になってございます。

まず、第2条の中に市有住宅の位置等を表記してございますが、こちらから「美吉野住宅 郡上市八幡町稲成972番地22」、これを削除するものでございます。

関連しまして、別表に月額家賃等の表記がございます。別表の第1号につきましても、「美吉野住宅月額家賃4,400円」の表記でございますが、これについても削ることになります。

おめくりいただきまして、同じく別表の第2でございます。こちらは駐車場の使用料についての表記でございますが、こちらにつきましても、美吉野住宅、これ現在、駐車場については無料になってございますが、この表記も削除をするということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（山川直保君） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第147号から議案第157号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（山川直保君） 日程14、議案第147号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第6号）から、日程24、議案第157号 令和2年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）についてまでの11議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第147号から議案第157号まで、11会計の補正予算案の議案につきまして読み上げさせていただきます。

議案第147号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について、議案第148号 令和2年

度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第149号 令和2年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第150号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第151号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第152号 令和2年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第153号 令和2年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第2号）について、議案第154号 令和2年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第155号 令和2年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第156号 令和2年度郡上市下水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第157号 令和2年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきますと、事業概要説明書を添付しておりますが、その次の一般会計の補正予算書（第6号）を御覧いただきたいと思っております。

1ページ目をお願いいたします。

令和2年度郡上市の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,363万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329億8,683万7,000円とする。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

第4条、地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費、款2総務費、項が総務管理費でございます。事業名がワーケーション推進事業。金額として1,427万8,000円でございます。

理由としましては、現在、導入に当たって調査分析やコンセプト作成等を行っておりますが、これが1月末までかかる見込みでございます。その次の段階となる発信媒体の製作や企業誘致を行う業務は、調査業務の結果に基づいて製作等を行うことから、終了後の発注となりますので、年度内の短期間で十分な成果品を完成させることが困難なためでございます。

2つ目に、衛生費、清掃費のごみ収集車整備事業で、1,062万8,000円でございます。

こちらのほうは、コロナ禍におきまして作業員の通常どおりの確保がなかなか困難ということになりまして、車両の年度内納入が見込めなくなったためでございます。

合計で2,490万6,000円でございます。

1枚おめくりいただきまして、第3表でございます。債務負担行為。

事項としまして、防災行政無線整備事業。期間が令和2年度から令和4年度まで、限度額が1億3,422万6,000円でございます。これにつきましては、新スプリアス規格対応工事につきましては、令和2年度から令和4年11月末という期間でもって、3か年で計画的に実施する必要がございますので、これに伴いまして債務負担行為を行うものでございます。

それから、2つ目に、2020スポーツツーリズム推進事業の期間が、令和2年度から令和3年度まで、限度額が110万円でございます。こちらのほうは、聖火リレーの実施に際しまして、準備に關しての契約は3月中に行うものでありますが、リレーの実施は4月3日であることから、ステージ等の設置、撤去業務経費は令和3年度予算になりますので、年度をまたぐ契約となります関係で、債務負担行為を行うものでございます。

合計で、限度額が1億3,532万6,000円でございます。

7ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正、1、変更でございます。緊急自然災害防止対策事業でございますが、補正後を見ていただきますと、1億2,910万円ということで、補正前と比べまして4,200万円の減額ということでございますが、白鳥の大平線の消雪施設工事の内容変更によりまして減額となるものでございます。

その下の補助災害復旧事業につきましては、補正後で6,490万円ということで、250万円の減額でございます。これは美並の梅原農地排水工について、単独災害へ切替となったもので、減額となります。

合計で、補正後が25億9,710万円ということで、4,450万円の減額となります。

起債の方法ですとか、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

次に、下段の2、廃止でございます。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、限度額3,450万円でございます。

こちらのほうは、庁舎の再生可能エネルギー設備等、整備事業の補助金の不採択によります対象事業との関連によるものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算書をお願いいたします。

国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,385万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,374万9,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額

から歳入歳出それぞれ1,638万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,666万4,000円とするものでございます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算書をお願いいたします。

介護保険特別会計補正予算書（第3号）でございます。1ページをお願いします。

令和2年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,023万円とするものでございます。

続いて、介護サービス事業特別会計補正予算書をお願いいたします。

介護サービス事業特別会計補正予算書（第2号）、1ページをお願いいたします。

令和2年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,471万1,000円とするものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書をお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）でございます。1ページをお願いいたします。

令和2年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,025万7,000円とするものでございます。

続きまして、牛道財産区特別会計補正予算書をお願いいたします。

牛道財産区特別会計補正予算書（第1号）でございます。1ページをお願いします。

令和2年度郡上市の牛道財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ547万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,271万1,000円とするものでございます。

続きまして、高鷲財産区特別会計補正予算書をお願いいたします。

高鷲財産区特別会計補正予算書（第2号）でございます。1ページをお願いします。

令和2年度郡上市の高鷲財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,472万8,000円とするものでございます。

続きまして、明宝財産区特別会計補正予算書をお願いいたします。

明宝財産区特別会計補正予算書（第1号）です。1ページをお願いします。

令和2年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ751万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,601万6,000円とするものでございます。

続きまして、郡上市水道事業会計補正予算書をお願いいたします。

郡上市水道事業会計補正予算書（第1号）でございます。1ページをお願いします。

第1条、令和2年度郡上市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条では、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものとしまして、収入の営業外収益を542万6,000円増額し、支出の営業費用、こちらを542万6,000円増額をするものでございます。

第3条では、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものとしまして、第1項の企業債を5,750万円、負担金を90万円、合計で5,840万円の増額をするものでございます。

2ページのほうをお願いします。

企業債、第4条、予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正をするということで、建設改良事業でございますが、補正後の限度額について1億320万円というものでございます。5,750万円の減額でございます。

こちらは、旧簡水エリアにつきまして交付税算入のある簡水債、こちらのほうが借入可能となったことによる増額でございます。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

続きまして、郡上市下水道事業会計補正予算書をお願いいたします。

郡上市下水道事業会計補正予算書（第1号）でございます。1ページをお願いします。

第1条、令和2年度郡上市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条でございますが、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというので、収入の営業外収益を137万4,000円減額し、支出の営業外費用を105万1,000円、それから特別損失を32万3,000円、合計で137万4,000円を減額するものでございます。

第3条では、資本的収入の予定額を次のとおり補正するとしまして、収入のほうですが、資本的収入、企業債を40万円増額、補助金を37万円減額しまして、合計で3万円の増額とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正するというので、建設事業でございますが、補正後の企業債の額が6,940万円ということで、40万円の増額ということになります。

補助内示の減に伴う財源の組替えによる増ということでございます。こちらも起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

続きまして、郡上市病院事業会計補正予算書をお願いします。

郡上市病院事業会計補正予算書（第3号）でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、令和2年度郡上市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

3条のほうへお願いします。2ページでございます。

3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款でございますが、郡上市民病院の事業収益でございます。医業収益を8,352万9,000円減額、医業外収益を1,814万4,000円増額しまして、合計で6,538万5,000円の減額となります。

第2款国保白鳥病院の事業収益は、医業収益を4,036万2,000円減額し、医業外収益を13万4,000円増額することによって、合計で4,022万8,000円の減額とするものでございます。

合わせまして、1億561万3,000円の減額となりまして、収入合計は、一番右ですが、45億2,800万3,000円とするものでございます。

支出におきましては、第1款郡上市民病院事業費の医業費用を6,538万5,000円減額し、第2款国保白鳥病院事業費は医業費用を3,919万円減額、訪問看護ステーション事業費用を103万8,000円減額しまして、合わせて1億561万3,000円の減額となっております。支出合計も収益的収入の減額と同じでございます。

3ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというので、第1款は郡上市民病院の資本的収入でございます。負担金を117万7,000円、それから補助金を6,023万6,000円増額しまして、合計で6,141万3,000円の増額でございます。第2款は国保白鳥病院事業の資本的収入を、負担金を86万4,000円、補助金を105万円増額し、合計で191万4,000円の増額ということで、両院合わせまして、一番下ですが6,332万7,000円の増額となります。

下段の支出ですが、第1款としまして郡上市民病院事業資本的支出で、建設改良費を6,141万3,000円増額、第2款国保白鳥病院事業の資本的支出、建設改良費を191万4,000円増額し、両院合わせて6,332万7,000円の増額となり、支出合計では6億935万9,000円とするものでございます。

以上でございますが、その他につきましては、お配りしてあります事業概要説明一覧表により御審議をいただきたいと思っております。

なお、今回補正予算を上程してございます11会計におきまして、令和2年人事院勧告に伴うものや、人事異動、手当等の変動に伴う補正がございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（山川直保君） ただいま説明がありました議案第147号から議案第157号までの11議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託したいと思います。

なお、質疑につきましては、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に審査を付託されました議案第147号から議案第157号までの11議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、12月1日午後4時までに審査をするよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第147号から議案第157号までの11議案につきましては、12月1日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。ここで、暫時休憩といたします。再開は11時40分といたします。

(午前11時27分)

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時40分)

◎議案第158号から議案第177号までについて(提案説明)

○議長(山川直保君) 日程25、議案第158号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定についてから、日程44、議案第177号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定についてまでの20議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) 議案第158号を御覧いただきたいと思います。

郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上ケーブルテレビネットワーク施設。2、指定する団体、郡上市八幡町島谷130番地1、株式会社郡上ネット。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

指定の議決をお願いしました株式会社郡上ネットにつきましては、当該施設の管理運営をいただくことを目的に第三セクターとして設置されまして、平成25年度から現在まで指定管理者として施設の管理運営を行っていただいております。

市としましては、指定管理者のモニタリング指針に基づく業務遂行状況等のモニタリングを毎月行い、適正な管理運営が行われているかどうかといった現状の把握・確認に努め、必要に応じて指導・助言等を行っているところであります。

また、指定管理料は支払っておりませんが、指定管理を開始した当初から経営は安定しており、現在の指定管理期間であります平成28年度からの5年間では合計4億5,000万円余の決算利益に対する納入金を納めていただき、ケーブルテレビ事業整備基金に積立てをしているところでござい

して、今回の光化整備3か年事業に財源としましても、当該基金のうち、この納入金を含めました8億4,600万円を繰入れ、活用したところでございます。

今後とも、引き続き株式会社郡上ネットを指定管理者として、ケーブルテレビ事業を推進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、引き続きまして議案第159号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟。指定する団体、郡上市八幡市島1545番地、郡上八幡せせらぎリバーウッドパーク組合。指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで3年となります。

1枚おめくりいただきまして、指定管理施設の台帳をつけております。

施設の所在は、郡上市八幡町市島2427番地、下に地図をつけておりますが、郡上八幡リバーウッドオートキャンプ場に隣接します、いわゆる研修室や農産加工室、そして付随するレクリエーション広場を含めた複合施設になりますが、現行の指定管理者であります郡上八幡せせらぎリバーウッドパーク組合に対して、オートキャンプ場との一体管理をお願いするため、引き続き指定管理をお願いするものとなります。

続きまして、議案第160号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称は、郡上市白鳥ふれあいの館、郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の2施設となります。指定する団体、郡上市白鳥町向小駄良693番地2、株式会社しろとり。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年となります。

おめくりいただいた施設管理台帳を御覧ください。

施設の所在は、一つ目のふれあいの館につきましては、白鳥町向小駄良717番地の1。おめくりいただいた次の白鳥農畜産物処理加工施設についても、同じく白鳥町向小駄良717番地の2ということで、いずれも道の駅清流の里しろとり内に設置された施設となります。

こちらにつきましては、まずは1枚目のふれあいの館につきましては、施設台帳の中に写真を載

せておりますが、右肩のほうにしろとりの観光協会の事務所があり、その横に隣接する施設でありまして地場の加工品であったり農産物の販売所となります。

さらにおめくりいただいた次の白鳥農畜産物処理加工施設につきましては、通称源助さんと呼ばれるいわゆるそば加工、販売施設となりますので、こちらにつきましては、道の駅との一体管理ということで現行の指定管理者に引き続き管理をお願いしたいというものとなります。

続きまして、議案第161号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパーク。指定する団体、郡上市白鳥町向小駄良1253番地438、株式会社油坂。指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで3年となります。

こちらもおめくりいただいた施設管理台帳を御覧いただければと思いますが、施設の所在は、白鳥町向小駄良1253番地438ということで、旧油坂スキー場跡地にコテージ棟を含めた体験宿泊施設となっております。

こちらにつきましても、現在の指定管理者であります株式会社油坂に引き続き指定管理をお願いしたいというものでございます。

続きまして、議案第162号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称は、郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設。指定する団体、郡上市白鳥町石徹白第36号52番地、石徹白農業用水農業協同組合。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年となります。

こちらもおめくりいただいた施設台帳を御覧いただければと思いますが、所在地につきましては、白鳥町石徹白第23号字神明上5番1号、施設につきましては、地場の農産物等の加工施設になりますが、現在の指定管理者であり、小水力発電を営んでみえます石徹白農業用水農業協同組合に引き続き指定管理をお願いしたいというものでございます。

続きまして、議案第163号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、郡上市高鷲三白の里ふれあい市場。指定する団体、郡上市高鷲町鮎立3328番地1、協同組合高鷲観光協会。指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで3年となります。

こちらもおめくりいただいた施設台帳を御覧いただければと思いますが、所在地につきましては、高鷲町鮎立3328番地1、いわゆる高鷲の観光協会の隣接地にあります朝市等の販売の倉庫となります。

こちらにつきましても、現在の指定管理者に引き続き指定管理をお願いしたいというものとなります。

続きまして、議案第164号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、郡上市高鷲農畜産物処理加工施設。指定する団体、郡上市高鷲町ひるがの4670番地233、株式会社たかすファーマーズ。指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年となります。

1枚おめくりいただいた施設台帳で御説明します。

施設の所在地は、高鷲町ひるがの4670番地233、いわゆるひるがの高原の入り口、ひるがのの湿原、植物園の道向かいにある施設でありまして、郡上産の生乳等を活用した牛乳やチーズ等の農産物の販売、加工施設となります。

こちらにつきましても、現在の指定管理者であります株式会社たかすファーマーズに引き続き指定管理をお願いしたいというものとなります。

続きまして、議案第165号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称は、郡上市明宝農産物加工場。指定する団体、郡上市明宝寒水268番地1、株式会社明宝レディース。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。

こちらもおめくりいただいた施設台帳ございますが、所在地につきましては、明宝寒水260番地の1、いわゆるトマト等の地場農産物等を活用した農産加工施設となります。

こちらにつきましても、現在の指定管理者、明宝レディースに対しまして、引き続き指定管理をお願いしたいものでございます。

続きまして、議案第166号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称は、郡上市和良農林産物生産施設。指定する団体、郡上市和良町横野919番地、有限会社和良農産。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年となります。

こちらもおめくりいただいた施設台帳で御説明します。

所在地は、和良町横野919番地、横野集落へ入ったところにある施設で、菌床シイタケ等の栽培ハウスを踏まえた生産施設となります。

こちらにつきましても、現在の指定管理者であります有限会社和良農産に引き続き指定管理をお願いしたいというものでございます。

続きまして、議案第167号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称は、郡上市和良農産物加工施設です。指定する団体は、郡上市和良町宮地1155番地、株式会社珍千露。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年となります。

こちらもおめくりいただいた施設台帳を御覧いただきたいと思います。

所在地につきましては、和良町野尻810番地、いわゆる和良の道の駅から約300メートルほど奥まったところにあります農産物等の加工処理施設ということでもあります。

こちらにつきましても、現在の指定管理者であります株式会社珍千露に対して引き続き指定管理をお願いしたいというものでございます。

以上、9施設8議案提出となりますが、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開は午後1時を予定します。

（午前11時56分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） それでは、私からは、一括議題とされました議案第168号から議案第176号までの9議案につきまして、順次説明をさせていただきます。

初めに、議案第168号を御覧いただきたいと思います。

議案第168号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設。2、指定する団体、郡上市高鷲町大鷲41番地5、有限会社阿弥陀ヶ滝観光。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3か年でございます。

1枚おめくりいただきまして、この施設の所在地でございますが、白鳥町前谷1080番地1でありまして、阿弥陀ヶ滝付近の県道の石徹白前谷線の沿線に位置します施設であります。施設の内容は、保養所、宿泊所でありまして、平成4年度に建設をされたものであります。

指定する団体につきましては、当該施設を管理するために設立しました第三セクターでありまして、指定管理者制度導入以来、運営をお願いしているものでございますので、引き続き3年間の指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

続きまして、議案第169号 白山長滝公園ほか3施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、白山長滝公園、白鳥地域特産物振興センター、白尾ふれあいパーク、郡上市白鳥木遊館。2、指定する団体、郡上市白鳥町向小駄良693番地2、株式会社しろとり。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

1枚はねていただきまして、まず、白山長滝公園でございますが、施設の場所は、白鳥町長滝402番地19、道の駅白山文化の里長滝の中にある施設でございます。施設内容は、駐車場、特産物販売、飲食店等でございます。

次のページをめくっていただきまして、次のページを御覧いただきたいと思います。白鳥地域特産物振興センターにつきましては、この所在地は、白鳥町向小駄良693番地2でありまして、道の駅清流の里しろとり内にある施設でございます。施設の内容は、駐車場、特産物販売、レストラン等でございます。

1枚めくっていただきまして、白尾ふれあいパークの施設の所在地でございますが、白鳥町恩地11番地1、道の駅白尾ふれあいパーク内にあります施設であります。施設の内容は、駐車場、特産物販売、飲食店等でございます。

1枚めくっていただきまして、郡上市白鳥木遊館の所在地は、白鳥町向小駄良717番地1で、道の駅清流の里しろとり内にあります施設であります。施設の内容は、展示販売施設、工作実習施設

であります。

これら4つの施設につきましては、地域振興の拠点でありまして、地域密着型の施設であるということから、地元で構成された当該指定管理団体に、引き続き5年間の指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

続きまして、議案第170号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガロー。2、指定する団体、郡上市美並町高砂829番地、粥川緑地等利用施設組合。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

1枚めくっていただきまして、施設の所在地であります、美並町高砂1279番地の1で、県道白山内ヶ谷線の沿線に位置する施設でございます。施設内容は、休憩所、ロッジでありまして、指定する団体につきましては、指定管理者制度導入以来、運営をお願いしており、引き続き3年間の指定管理をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、議案第171号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373。2、指定する団体、郡上市美並町白山998番地2、美並フォレスト株式会社。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

1枚おめくりいただきまして、施設の所在地でございますが、美並町白山998番地2。施設の内容は、宿泊休養施設であります。

指定する団体につきましては、こちらも指定管理者制度導入以来、運営をお願いしておるものでございまして、引き続き3年間の指定管理をお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして、議案第172号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市美並総合案内所。2、指定する団体、郡上市美並町白山332番地4、樹木の会。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

1枚おめくりいただきまして、所在地でございますが、美並町白山332番地の2、美並インターの道の付近に位置する施設でございます。施設の内容は、収益事業を兼ねた観光会館であります。

こちら指定管理者制度導入以来、指定管理者であるところで、引き続き3年間の指定管理をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、議案第173号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市美並川の駅。2、指定する団体、郡上市美並町大原2532番地、子宝温泉川の駅373組合。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

1枚おめくりいただきまして、施設の所在地は、美並町大原2716番地。みなみ子宝温泉に隣接したところに位置する施設でございます。施設の内容は、休憩所であります。

施設の建設以来、当該指定管理者に運営をお願いしておるものでございますので、引き続き3年間の指定管理をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、議案第174号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設。2、指定する団体、郡上市明宝小川346番地、小川ふるさと活性化組合。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

1枚おめくりいただきまして、施設の所在は、明宝小川346番地でありまして、小川小学校付近に位置する施設でございます。施設の内容は、保養所、宿泊所としてのコテージでございます。

こちら施設の建設以来、当該指定管理者が施設の運営管理を行っていただいているということでございます。引き続き3年間の指定管理をお願いしたいというふうに考えているものでございます。

続きまして、議案第175号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会

の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市和良川公園オートキャンプ場。2、指定する団体、郡上市和良町沢192番地1、和良川公園オートキャンプ場管理組合。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

1枚おめくりいただきまして、施設の所在は、和良町沢192番地1で、和良川の左岸に位置する施設であります。施設の内容は、宿泊休養施設であります。

この施設につきましては、指定管理者制度以来、当該組合に運営をお願いしておるものでございますので、引き続き3年間の指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

続きまして、議案第176号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市和良大月の森公園キャンプ場。2、指定する団体、郡上市和良町鹿倉1769番地3、和良大月の森公園キャンプ場管理組合。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

1枚めくっていただきまして、施設の所在地は、和良町鹿倉1769番地3で、県道鹿倉白山線の分離した道路、そのまた奥にあるというところに位置する施設でございます。施設の内容は、宿泊休養施設でございます。

こちらも指定管理者制度導入以来、当該管理組合に運営をお願いしているものでございまして、引き続き3年間の指定管理をお願いしたいと考えているところであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） 議案第177号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、郡上市総合スポーツセンター。指定する団体、郡上市八幡町有坂644番地1、ドルフィン株式会社郡上支店。指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

2枚目は、指定管理施設の台帳でございます。

施設の所在地は、郡上市八幡町旭1130番地1、ほか構造、延べ床面積及び敷地面積、施設や設備の内容等を記載しておりますので、御確認くださいようよろしくお願いいたします。

その裏面でございます。その裏面は、郡上市指定管理者候補団体選定委員会の選定結果でございます。

当スポーツセンターにつきましては、郡上市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、初回から指定管理者の指定を受けようとする団体を公募の上、選定しておりますが、今回も同様に公募をいたしました。そのことから、郡上市指定管理者候補団体選定委員会設置要綱に基づく選定委員会を去る11月5日に開催し、その結果をまとめたものでございます。

10月1日から10月14日までを公募期間とし、その結果公募されたのは、ドルフィン株式会社郡上支店1社でしたが、指定管理者としての適正性を審査いたしました。

選定委員会の構成者は、委員会の設置要綱に基づきまして、副市長以下、所定の部長及び関係職員とし、公募団体側からも出席を求め、事業計画等の説明をしていただきました。そして、申請内容及び提示された指定管理料を総合的に判断し、選定委員会として、ドルフィン株式会社郡上支店を指定管理者候補団体として選定したものでございます。

ドルフィン株式会社郡上支店につきましては、スポーツセンターの指定管理を開始しました平成18年度から今年度まで、1期を5年間として3期連続で指定管理者として管理運営を行っていただいております。その間、管理運営やスポーツに関する専門的な知識など、あるいは郡上市以外の複数の地域でも指定管理施設を抱える会社全体としてのノウハウも生かしながら、さらに自主事業にも力を入れながら、堅実な管理運営を展開していただいております。

令和2年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現時点では、前年度より減少はしておりますが、全体では、当初から比べると、着実に利用者数は伸びてきております。

このようなことから、スポーツセンターの適切な運営を継続するために、次期5年間を引き続き指定管理者とするための議決を頂きたくよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第178号から議案第183号までについて（提案説明）

○議長（山川直保君） 日程45、議案第178号 財産の無償譲渡について（為真中央生活改善センター）から、日程50、議案第183号 財産の無償譲渡について（二日町農村センター）までの6議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第178号をお願いいたします。

財産の無償譲渡について（為真中央生活改善センター）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物でございますが、郡上市白鳥町為真1015番地20、床面積が326.09平方メートル、構造は鉄骨造平屋建てでございます。2、譲渡の相手方、郡上市白鳥町為真588番地2、為真自治会。3、譲渡の理由、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所を地元自治会に無償譲渡するためでございます。

1枚おめくりをいただきまして、管理台帳をつけてございますが、7行目に建設年度としまして平成16年度、そして耐用年数は38年の建物でございます。

その下の施設の取得状況を見ていただきますと、地方債5,430万円を借入しまして建設したものでございますが、地方債償還期限が15年ということで償還が終了しましたので、今回、無償譲渡を行うものでございますのでよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第179号でございます。

財産の無償譲渡について（為真小向集会所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物でございますが、所在地が、郡上市白鳥町為真1948番地1。床面積が、鉄骨造平屋建てにつきましては、197.91平方メートル、それから木造平屋建てにつきましては、これは増築分になりますが32.96平方メートル、合計で230.87平方メートルでございます。2、譲渡の相手方、郡上市白鳥町為真588番地2、為真自治会。3、譲渡の理由、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所を地元自治会に無償譲渡するためでございます。

1枚おめくりいただきまして、管理台帳の建設年度のところを見ていただきますと昭和56年度、増築分につきましては平成10年度ということで、耐用年数が、鉄骨造平屋建て部分につきましては38年、増築分の木造に関しては24年というものでございます。

施設の取得状況でございますが、地方債で1,870万円借入して建設したものでございますが、償還年月15年、償還が終了しましたので、無償譲渡を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第180号 財産の無償譲渡について（中津屋地区コミュニティ消防センター）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条

第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物。所在地が、郡上市白鳥町中津屋71番地1。床面積155.68平方メートル。構造は鉄骨造平屋建てでございます。2、譲渡する財産、土地のほうですが、所在地が、郡上市白鳥町中津屋字和田々71番1でございます。地積が200.91平方メートル、地目は宅地でございます。以下は、字名、地目は同じでございますので、地番と地積のみ述べさせていただきます。71番3、36平方メートル、71番4、19平方メートル、72番1、13平方メートル、73番1、238平方メートル、73番2、22平方メートル、73番3、29.15平方メートル、75番2、19平方メートル、合計で577.06平方メートルでございます。3、譲渡の相手方、郡上市白鳥町中津屋529番地、中津屋自治会。4、譲渡の理由、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所を地元自治会に無償譲渡するためでございます。

1枚おめくりいただきますと、管理台帳で、建設年度は平成13年度でございます。耐用年数は38年で、取得状況につきましては、地方債2,690万円借入しまして建設をしたものでございます。こちらも15年に償還が終了しております、なおかつ地縁団体の申請もされましたので、土地、建物両方を無償譲渡を行うということでございます。

続きまして、議案第181号をお願いします。

財産の無償譲渡について（六ノ里地区防災拠点施設）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物でございます。所在地は、郡上市白鳥町六ノ里1114番地4。床面積が130.87平方メートルでございます。構造は鉄骨造平屋建て。2、譲渡の相手方、郡上市白鳥町六ノ里375番地、六ノ里自治会。3、譲渡の理由、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所を地元自治会に無償譲渡するためでございます。

1枚おめくりいただきまして、管理台帳では、建設年度が平成14年度、耐用年数が38年の建物でございます。取得状況につきましては、地方債を1,940万円借入しまして建設しておりますが、償還が終了しておりますので、今回の無償譲渡とするものでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第182号 財産の無償譲渡について（二日町地区防災拠点施設）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物です。郡上市白鳥町二日町277番地1。床面積が183.53平方メートル。構造は鉄骨造平屋建てでございます。2、譲渡する財産、土地ですが、郡上市白鳥町二日町字清水垣内269番1。地積が6.61平方メートル、地目は宅地です。以下、字名、それから地目が同一ですので、地番と地積のみ述べさせていただきます。270番2、33平方メートル、271番1、99平方メートル、275番4、49平方メートル、276番1、158平方メートル、277番1、418平方メートル、277番2、16.82平方メートル、279番10、42平方メートル、280番12、33平方メートル、合計で855.43平方メートルでございます。3、譲渡の相手方、郡上市白鳥町二日町1251番地、二日町自治会。4、譲渡の理由、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所を地元自治会に無償譲渡するためでございます。

管理台帳を御覧ください。建設年度は平成15年度でございます。耐用年数は38年ということで、施設の取得につきましては、地方債2,990万円を借入して建設したものでございますが、こちらも償還が終了しており、地縁団体の申請もされておりますので、今回、土地と建物の無償譲渡を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第183号 財産の無償譲渡について（二日町農村センター）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物です。郡上市白鳥町二日町874番地1、床面積が266.49平方メートルでございます。構造は鉄骨造平屋建て。2、譲渡の相手方、郡上市白鳥町二日町1251番地、二日町自治会。3、譲渡の理由、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所を地元自治会に無償譲渡するためでございます。

管理台帳を御覧ください。こちらは、建設年度が昭和55年度ということで、増築分につきましては平成8年度ということになります。耐用年数は38年ということで、取得状況につきましては、国庫補助金1,652万円を活用しまして建設していますが、今回、この補助金の財産処分制限期間の経過によりまして、無償譲渡をするものでございます。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従いまして、改めて行います。

◎議案第184号について（提案説明）

○議長（山川直保君） 日程51、議案第184号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 小酒井章義君。

○建設部長（小酒井章義君） それでは、議案第184号をお願いいたします。

市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により次の道路を廃止したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

今回は、2路線の廃止をお願いするものでございます。

まず、1路線目は、路線名、棚井区内9号線。こちらの区間、起終点につきましては、郡上市八幡町有穂字棚畑地内でございます。

次に、棚井区内10号線。こちらにつきましても、区間、起終点につきましては、同じく郡上市八幡町有穂字棚畑地内でございます。

おめくりを頂きまして、参考資料をつけてございます。

もう1枚おめくりを頂きますと、図面等をつけた概要がございます。

今回、この2路線を廃止することを計画をいたしました。その理由といたしましては、この八幡町有穂字棚畑地区における牧場の建設計画において、区域内にある本2路線を含め計画をされている。本2路線は、当該区域を利用する者のみを使用する状況のため、牧場として一体的に整備されることにより、市道として不要となる。よって、路線を廃止するものであるということです。

2ページの下側のところに図面が書いてございますが、位置的には、せせらぎ街道から主要地方道の白鳥明宝線を西に少し入ったところになります。右側の絵図で拡大図面がついてございますが、これらの2路線につきまして、まず、棚井区内9号線につきましては、全長が122メートルございます。同じく棚井区内10号線につきましては、全長が162メートルございます。図面を見ていただきますと、この白鳥明宝線に接続する一区画になってございますが、こちらに赤い点線で表示しておりますこの2路線を、今回、廃止をするものでございます。

ここにつきましては、明宝の気良地区に畜産を経営されておられます会社が、畜産担い手総合整備、こちらの事業を利用されまして、規模拡大を進めるということで、今回、この周辺の農地につきましては、既に取得をされてございます。この関係もございまして、今回、その事業で経営規模の拡大をするに当たって、この市道も含めて施設等の計画を進めていきたいということでお話ございました。それによりまして、この2路線が市道としての機能を不要になるということで、今回、市道路線の廃止をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎報告第14号について（報告）

○議長（山川直保君） 日程52、報告第14号 令和元年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告の一部訂正についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 報告第14号をお願いいたします。

令和元年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告の一部訂正について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度郡上市の資金不足比率の訂正について、監査委員の意見書を付して次のとおり報告する。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、資金不足比率の訂正。訂正前につきましては、病院事業会計の令和元年度の資金不足比率を0.6%というふうに9月議会で報告させていただきましたが、下の訂正後で病院事業会計につきましては、バー表記、つまりゼロ%というふうに訂正をさせていただくものでございます。

監査委員の意見書を添付させていただいておりますが、2枚目の裏面中段を御覧ください。

中段に括弧書きで法適用企業の水道事業、それから病院事業会計の欄を御覧ください。

資金不足額（A）の計算式を見ていただきますと、流動負債の一部プラス建設改良費以外の経費の地方債現在高マイナス流動資金の一部から、構造的に資金不足が見込まれる解消可能資金不足額を減額する、控除することとなっております。

県からの指導によりまして、解消可能資金不足額を控除することにより、資金不足額はゼロというふうになるものでございます。

なお、この解消可能資金不足額は、意見書に記載のとおり、累積元金償還額から累積減価償却費を除いた額のうち、事業会計が負担した減価償却費を超えた建設改良費元金償還分を資金不足額から控除した額でありまして、つまり、資金不足を解消するための一般会計からの繰出しは、資金不足に算入しないとする財政健全化法上の規定によるものでございます。

大変申し訳ありませんでした。よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑をなしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第14号の報告を終わります。

◎報告第15号について（報告）

○議長（山川直保君） 日程53、報告第15号 専決処分等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 報告第15号をお願いいたします。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりを頂きまして、今回は2件でございますが、まず専決第3号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分にする。

専決日は令和2年11月2日でございます。

1、損害賠償による和解の内容でございます。令和2年9月24日午後3時頃、郡上市大和町牧地内の古今伝授の里フィールドミュージアム第3駐車場において、職員が草刈り作業中に草刈り機が跳ねた小石が駐車中の相手車両に当たり、左側後部座席のドアガラスを損傷、損壊した。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額は28万9,520円で、このうち代車代も15日分含まれます金額でございます。

今後は今まで以上に細心の注意を払って業務に当たらせてます。大変申し訳ありませんでした。

1枚おめくりを頂きまして、専決第4号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分にする。

専決日は令和2年11月6日でございます。

1、損害賠償による和解の内容。令和2年10月17日午前9時10分頃、郡上市八幡町初納地内の初納住宅において、相手方自動車が駐車場内の側溝を通過したところ、U字溝の破損によりグレーチング側溝蓋が跳ね上がり、右側前輪付近の車体の一部を損傷した。

市は示談により下記金額で損害を賠償した。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額は4万480円。

事故後、早速U字溝の修繕を実施し、安全対策を実施しました。大変申し訳ありませんでした。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第15号の報告を終わります。

◎陳情第1号・陳情第2号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（山川直保君） 日程54、陳情第1号 「コロナ社会」での必要な医療提供を継続するための「地域医療機関等への機能継続交付金」の創設を求める陳情について及び日程55、陳情第2号 「新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書（案）」の採択を求める陳情についての2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2議案は、文教民生常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

令和2年第4回郡上市議会定例会において、継続審査となっておりました陳情2件につきまして、令和2年10月26日開催の第5回文教民生常任委員会において慎重に審査を行いましたので、その経過と結果を御報告いたします。

なお、経過については、主な内容を御報告いたします。

陳情第1号 「コロナ社会」での必要な医療提供を継続するための「地域医療機関等への機能継続交付金」の創設を求める陳情。

審査に当たり、陳情第1号及び陳情第2号の2件は、新型コロナウイルス感染症に係る医療機関への対応であること、また、陳情者が同一であったことから、一括議題として意見を求め、採決を行いました。

議会事務局から、県内自治体の取り扱い状況について、また、健康福祉部長から、国・県の医療機関に対する支援及び市内医療機関の現状について説明を受けました。

審査の中で、市医師会から減収に対する補填を求められる要望は出ているかとの質問があり、そうした要望は出ていない。医療機関からもそのような声は上がっていないとの回答がありました。

また、既に国及び県、市による必要と考えられる処置や支援が実施されており、改めて取り扱う必要はないのではないかとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で、本件を不採択とすることに決定いたしました。

陳情第2号 「新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書（案）」の採択を求める陳情について。

本陳情に関しては、陳情第1号と関連しているため、一括議題として経過報告を行いましたので、結果のみ御報告をいたします。

審査の結果、本委員会としては全会一致で、本件を不採択とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について御報告いたします。

令和2年11月30日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 渡辺友三。

以上でございます。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号 「コロナ社会」での必要な医療提供を継続するための「地域医療機関等への機能継続交付金」の創設を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 9番 野田です。

1点お尋ねします。陳情第1号のほうの下から4行分であります。

また、以下ですね。既に国や県や市が様々な処置や支援を実施しておると、だから、取り扱う必要はないという意見があったようですが、どのような名称の支援があるのか教えていただきたい。

○議長（山川直保君） 16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） それでは、御質問にお答えいたしますが、国による支援でございますけれども、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療の開発、これが第一でありますけれども、それからずっといきまして、国、県等々様々な医療機関、何と申しますか、執り行われております。

そして、岐阜県においては新型コロナウイルス感染症従事者等への慰労金とかいろいろ様々な慰労金対策も取られておまして、いろいろ見せていただいた中での結果となりましたが、御入り用ならこの資料をお渡しいたしますけれども、いちいち読み上げておっても大変ですので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（山川直保君） そのほか質疑がございますか。再質問ですか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） はい。私の認識では、今おっしゃったような、ちょっと分かりにくかったんですが、これから勉強してみますけれども、医療従事者への支援はあったにしろ、例えば市内の民間

の医療機関への大変窮乏されているところもあるかと思いますが、そういうところへの、機関としての支援は十分ではないような認識を持っております。

と同時に、もう1点関連してですが、陳情第2号についてはまた別で。すみません。

○議長（山川直保君） はい。分かりました。

○9番（野田勝彦君） ということで、この交付金は各自治体へ要請されているもので、岐阜県ではたしか1自治体、町でしたか、1自治体が実施はしていると思いますが、全体的にはまだまだこういうのは進んでおりません。

そういう意味でとりわけこの第1号については私は反対するものではないですが、これに関連して第2号につきましては、また後から意見を申し上げます。よろしくをお願いします。

○議長（山川直保君） ほか、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 以上で質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

陳情第1号について、委員長の報告は原案を不採決とするものであります。委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は不採決とすることに決定いたしました。

続きまして、陳情第2号 「新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書（案）」の採決を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） この陳情第2号についてですが、第1号と提出している団体は同一ではありませんが、内容が全く別なもので、医療機関への支援という点では似ておりますが、第2号のほうは国への意見書提出の要求であります。

郡上市が、一定の財政的な裏付けをもって行うこととは違います。そういう点で、まだまだ不十分な国に対する意見として、私は非常に妥当な要求であると思います。

そういう点で、一括議題とされたところに対して、なぜなのかというのを詳細の上、説明を頂きたい。

○議長（山川直保君） 16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 一括議題といたしました状況でございますけれども、この陳情2件につきまして、審査を行いました10月26日の当時での郡上市の現状も踏まえながら審査をさせていただき、その時点ではまだ郡上市にはないということで、そんな状況の中から一括議題として取り上げましたので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（山川直保君） ほか、質疑ございますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 郡上市のほうからは、医療関係者あるいは団体のほうから要望が具体的にないとしても、その意見書は国に対する意見書になります。そういう意味で、郡上市のほうの状況だけで私は判断すべきではない。

早晩、郡上市にも大きな影響を及ぼすのではないかと、そういう点で、これは別個に審査すべき対象であると思います。と同時に、内容につきましても、国の支援は全く不十分であり、多くの医療機関が大変困窮していらっしゃいます。そういう点で、私はさらなる支援が必要であるという観点から、意見書はぜひとも採択すべきであると思います。

以上です。

○議長（山川直保君） 9番 野田君に申し上げますが、今、討論でございませんで、質疑だけでとめていただいて討論は今から御意見もらいます。

ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 以上で質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありますか。反対討論、どうぞ。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 先ほど質疑のところでも申し上げたことを討論に代えますので、よろしくお願ひします。

○議長（山川直保君） はい。委員長報告に対する反対討論と認めますので、賛成討論のほうをお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） なしのようなので、討論を終結いたします。

討論を終結し、採決を行います。

陳情第2号について、委員長の報告は原案を不採択とするものであります。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（山川直保君） 賛成少数と認めます。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議報告第10号について（報告）

○議長（山川直保君） 日程56、議報告第10号 諸般の報告について（議員派遣の報告）を議題といたします。

議員派遣の報告が、別紙写しのとおり提出されましたのでお目通しいたゞき、報告に代えます。

◎議報告第11号について（報告）

○議長（山川直保君） 日程57、議報告第11号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）を議題といたします。

例月出納検査の結果の報告が、監査委員から別紙写しのとおり提出されましたのでお目通しいたゞき、報告に代えます。

11月20日までに受理いたしました陳情につきましては、お手元に配付いたしました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。御苦勞さまでした。

(午後 1時56分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 田 中 やすひさ

郡上市議会議員 森 喜 人